

寒川町消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ 第3条 （略） 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、非常勤消防団員に係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u> ～ 略 ～	～ 略 ～ 第3条 （略） 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。_____ _____ _____ _____ _____ ～ 略 ～ 附 則 <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u>